

第4号議案

送配電等業務指針第83条に基づく
計画策定プロセス開始要否の確認結果について

(案)

九州電力から送配電等業務指針（以下「指針」という。）第83条第1項に基づき34件の報告（平成27年11月17日報告受付29件 受付番号：KS15I0003～KS15I0031、平成27年11月25日報告受付5件 受付番号：KS15I0032～KS15I0036）を受けたため、指針第83条第3項に基づき、本機関の発議による計画策定プロセスの開始要否を別紙1のとおり確認した。

確認結果については別紙3により系統アクセス室から一般電気事業者及び発電設備等系統連系希望者に通知する。

| 受付番号 | 計画策定プロセス 開始要否 |
|-------------------------|------------------|
| KS15I0003～KS15I0036：34件 | 全件 開始不要 |

※ 発電設備等系統連系希望者の申込み概要は別紙2-1、2-2を参照

以上

平成 27 年 12 月 2 日

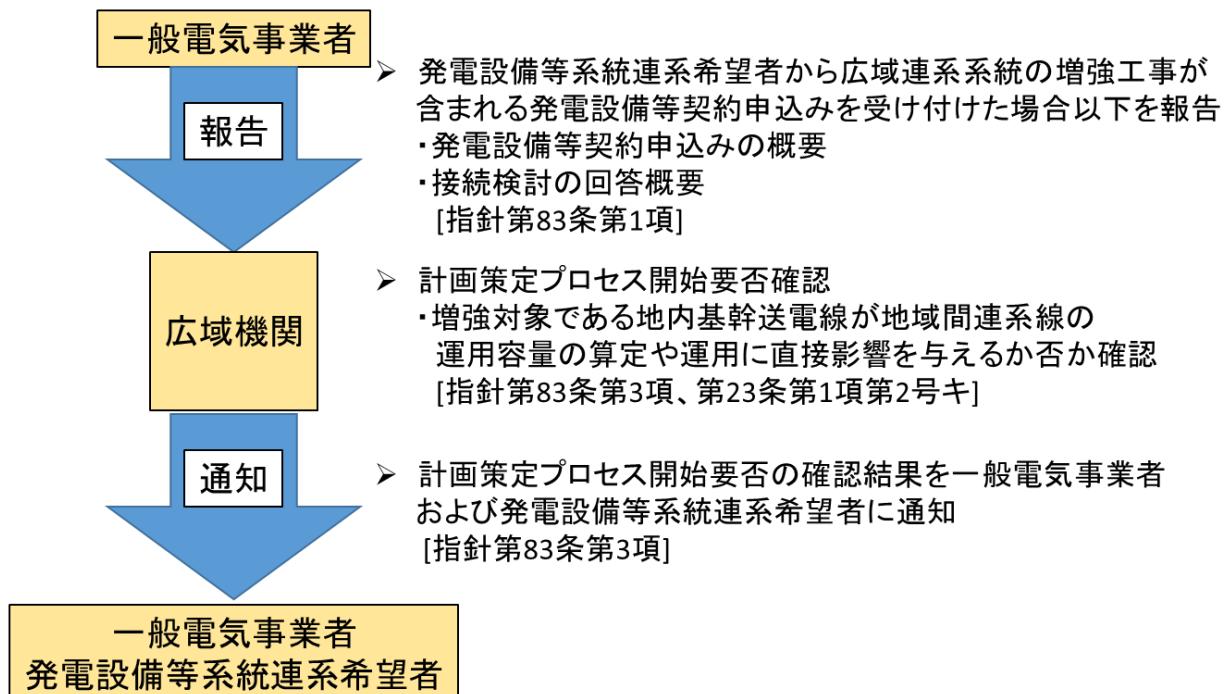
送配電等業務指針第 83 条に基づく計画策定プロセス開始要否の確認について

送配電等業務指針（以下「指針」という。）第 83 条第 1 項に、一般電気事業者は、発電設備等連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等契約申込みを受け付けた場合には、速やかに本機関に報告し、本機関の発議による計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならないことを規定している。

また、指針第 83 条第 3 項に、本機関は、指針第 83 条第 1 項に基づく報告を受けた場合、指針第 23 条第 1 項第 2 号キの要件により計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行い、その結果を一般電気事業者及び発電設備等系統連系希望者に通知することを規定している。

今回、九州電力から指針第 83 条第 1 項に基づき 34 件の報告（受付番号：KS15I0003～KS15I0036）を受けたため、計画策定プロセス開始要否の確認を行った。

1. 指針第 83 条に関する確認等の全体の流れ



2. 発電設備等契約申込みの概要

- ・連系箇所 : [REDACTED]
- ・事業者数 : 計 34 者
- ・定格出力 : [REDACTED]
- ・広域連系系統の増強工事箇所 : [REDACTED]

(詳細は別紙 2-1、2-2 参照)

3. 計画策定プロセス開始要否の確認

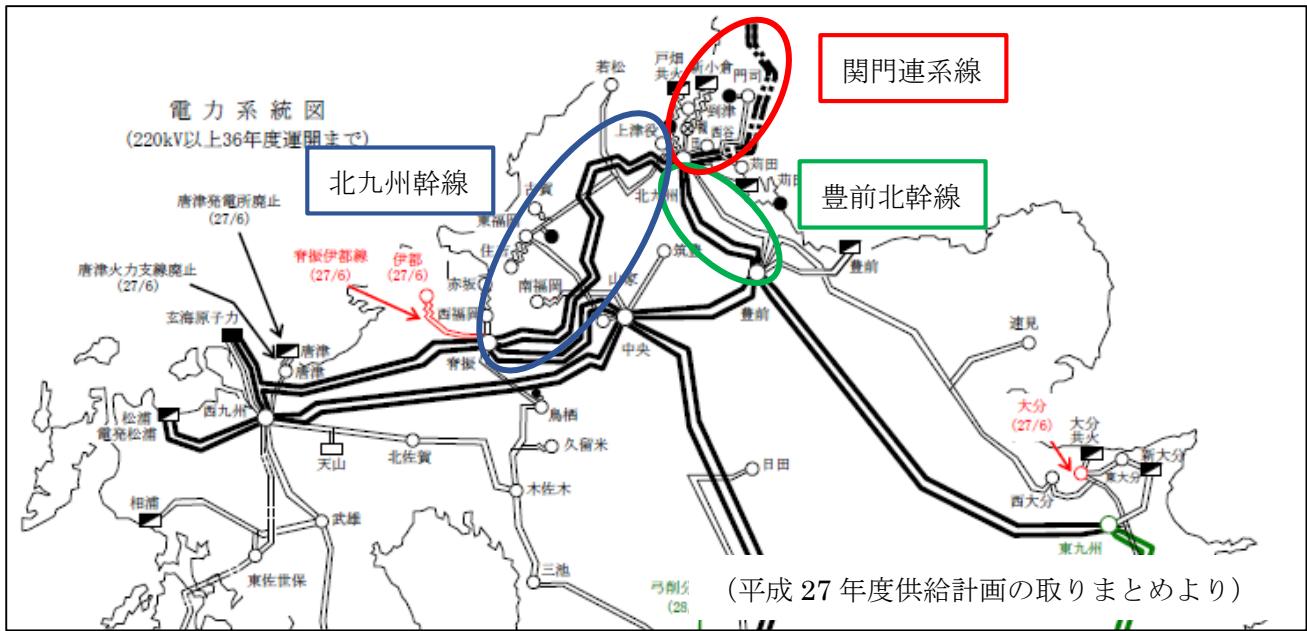
指針第 23 条第 1 項第 2 号キでは計画策定プロセスの開始要件として「増強対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認めたとき」と規定している。

今年度の中国九州間連系線（関門連系線）の運用容量については、表 1 の想定故障により運用容量の算定を行っており、今回増強が必要な地内基幹送電線については、各制約要因の運用容量算出時に直接影響を与える電線路に該当しない。

以上のことから、今回の発電設備等契約申込みの増強対象である地内基幹送電線は、運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であるとは認められないため、計画策定プロセスの開始は不要とする。

表 1. 関門連系線運用容量算定期の想定故障等

| 制約要因 | 想定故障 | 地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路 |
|-------|---------------------------------------|---|
| 熱容量 | ・連系線 1 回線故障 (3LO) | 関門連系線 |
| 同期安定性 | ・連系線 1 回線故障 (3φ 3LG0) ・連系線両端の片母線故障 | 関門連系線 北九州変電所 (北九州幹線、豊前北幹線) 新山口変電所 (中国西幹線、新山口幹線) |
| 電圧安定性 | ・同上 | 同上 |
| 周波数維持 | ・連系線 2 回線故障 | 関門連系線 |



4. 一般電気事業者および発電設備等系統連系希望者への通知

今回の契約申込みに関する計画策定プロセス開始要否の確認結果については別紙3の様式により、系統アクセス室から一般電気事業者及び発電設備等系統連系希望者に通知する。

以 上

(関連条文)

[送配電等業務指針]

(計画策定プロセス開始の要否の確認)

第83条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等契約申込みを受け付けた場合には、速やかに発電設備等契約申込みの概要及び接続検討の回答概要を本機関に報告し、本機関の発議による計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。

- 2 一般電気事業者は、前項に掲げる場合においては、発電設備等系統連系希望者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。
- 3 本機関は、第1項の報告を受けた場合は、第23条第1項第2号キの要件により計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行い、その結果を一般電気事業者及び発電設備等系統連系希望者に通知する。
- 4 一般電気事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、前項による通知の受領前に行った回答は無効とする。

(本機関の発議による計画策定プロセスの開始手続)

第23条 本機関は、本機関が次の各号のいずれかの要件に適合すると認めた場合に、業務規程第31条第1項第1号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。

二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件（業務規程第31条第1項第1号イ）

キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第83条第1項により一般電気事業者から地内基幹送電線の増強を要する発電設備等契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該発電設備等契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込の増強対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認めたとき。但し、発電設備等系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、発電設備等契約申し込みを行った場合を除く。

ク その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合。